

政令

目次

告
示

- | | | | |
|---|---|---|---|
| ○建設省組織令の一部を改正する政
令 | ○予算決算及び会計令臨時特例の一
部を改正する政令 | ○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令 | ○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令 |
| 〔政第三二七号〕 | 〔政第三二九号〕 | 〔政第三二九号〕 | 〔政第三二九号〕 |
| 四三四 | 四三五 | 四三四 | 四三五 |
| ○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令 | ○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令 | ○右同法の規定に基づき、淀川水系における水資源開発基本計画を決定した件 | ○右同法の規定に基づき、利根川水系における水資源開発基本計画を決定した件 |
| 〔政第三二八号〕 | 〔政第三二九号〕 | 〔総理第三〇号〕 | 〔総理第三〇号〕 |
| 四三四 | 四三五 | 四四六 | 四四七 |
| ○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令 | ○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令 | ○日本学術会議会員選舉につき、候補者となつた区の変更および候補者を取消しする旨の届出があつた件 | ○日本学術会議会員選舉につき、候補者となつた区の変更および候補者を取消しする旨の届出があつた件 |
| 〔同第三二一号〕 | 〔同第三二一号〕 | 〔日本学術会議第六号〕 | 〔日本学術会議第六号〕 |
| 四四五 | 四四五 | 四四七 | 四四七 |
| ○自動車の保管場所の確保を証する書面に関する命令 | ○自動車の保管場所の確保を証する書面に関する命令 | ○裁定申請の取下の件 | ○裁定申請の取下の件 |
| 〔総理、運輸第一号〕 | 〔総理、運輸第一号〕 | 〔土地調整委第六号〕 | 〔土地調整委第六号〕 |
| 四三六 | 四三六 | 四四七 | 四四七 |
| ○契約事務取扱規則 | ○契約事務取扱規則 | ○指定統計の調査票の統計目的以外の使用について承認を行なつた件 | ○指定統計の調査票の統計目的以外の使用について承認を行なつた件 |
| 〔大蔵第五二号〕 | 〔大蔵第五二号〕 | 〔行政管理庁第六三号～第六五号〕 | 〔行政管理庁第六三号～第六五号〕 |
| 四四五 | 四四五 | 四四七 | 四四七 |
| ○公立高等学校的設置、適正配備及び教職員定数の標準等に関する法律施行規則 | ○公立高等学校的設置、適正配備及び教職員定数の標準等に関する法律施行規則 | ○日本政府とコロンビア共和国政府との間の査証及び査証料相互免除取扱に關する件 | ○日本政府とコロンビア共和国政府との間の査証及び査証料相互免除取扱に關する件 |
| 〔文部第三二号〕 | 〔文部第三二号〕 | 〔外務第一五七号〕 | 〔外務第一五七号〕 |
| 四四〇 | 四四〇 | 四四七 | 四四七 |
| ○運輸省定員規則の一部を改正する省令 | ○運輸省定員規則の一部を改正する省令 | ○農産物規格規程の一部を改正する新潟県 | ○地すべり防止区域に指定する件 |
| 〔運輸第四四号〕 | 〔運輸第四四号〕 | 〔農林第一〇五六号〕 | 〔農林第一〇五六号〕 |
| 四五五 | 四五五 | 四四八 | 四四七 |
| ○建設省内部部局組織規程の一部を改正する省令 | ○建設省内部部局組織規程の一部を改正する省令 | ○石川県 | ○石川県 |
| 〔建設第二二号〕 | 〔建設第二二号〕 | 〔同第一〇五八号〕 | 〔同第一〇五八号〕 |
| 四五五 | 四五五 | 四四九 | 四四九 |
| ○運輸審議会会員登載された事案の件 | ○運輸審議会会員登載された事案の件 | ○官報報告主任異動〔大蔵省印刷局〕 | ○官報報告主任異動〔大蔵省印刷局〕 |
| 〔運輸第二七二号〕 | 〔運輸第二七二号〕 | 〔高知県〕 | 〔高知県〕 |
| 四五三 | 四五三 | 四四五 | 四四五 |
| ○外園郵便為替等に適用する外園貨幣換算割合の件の別表を改正する訓令 | ○外園郵便為替等に適用する外園貨幣換算割合の件の別表を改正する訓令 | ○再審による無罪判決の公示 | ○再審による無罪判決の公示 |
| 〔郵政第五五号〕 | 〔郵政第五五号〕 | 〔通商産業省〕 | 〔通商産業省〕 |
| 四五三 | 四五三 | 四五五 | 四五五 |
| ○農林省文書管理規則の一部を改正する訓令 | ○農林省文書管理規則の一部を改正する訓令 | ○官報寄賠償請求権の申出に關する公示 | ○官報寄賠償請求権の申出に關する公示 |
| 〔農林第四五号〕 | 〔農林第四五号〕 | 〔示〕 | 〔示〕 |
| 四四五 | 四四五 | 四五五 | 四五五 |
| ○最低賃金の改正決定に關する公示 | ○最低賃金の改正決定に關する公示 | ○労働基準監督署告白 | ○労働基準監督署告白 |
| 〔岡山県〕 | 〔岡山県〕 | 〔労働省〕 | 〔労働省〕 |
| 同 | 同 | 四五五 | 四五五 |
| ○労働基準監督署告白 | ○労働基準監督署告白 | ○会社その他の公告 | ○会社その他の公告 |
| 〔岡山県〕 | 〔岡山県〕 | 四五五 | 四五五 |
| ○合衆國軍隊等の行為等による被害者等に対する補償金の支給等に關する總理府令〔總理府令第四十二号〕中訂正 | ○合衆國軍隊等の行為等による被害者等に対する補償金の支給等に關する總理府令〔總理府令第四十二号〕中訂正 | ○広告 | ○広告 |
| 〔岡山労働基準公示第二八号〕 | 〔岡山労働基準公示第二八号〕 | 〔正誤〕 | 〔正誤〕 |
| 四五五 | 四五五 | 四五五 | 四五五 |
| ○海岸保全区域内における土砂採取不許可処分に關する裁定申請事件についての審理期日及び場所の公示 | ○海岸保全区域内における土砂採取不許可処分に關する裁定申請事件についての審理期日及び場所の公示 | 〔土地調整委員会告示第三号〕中訂正 | 〔土地調整委員会告示第三号〕中訂正 |
| 〔同第三六号〕 | 〔同第三六号〕 | 四五六 | 四五六 |

所行發
大藏省印刷局
電話 東京三一〇三〇六

○國、公共企業体又はこれらに準ずるものであつて、その雇用する者を被保険者としないものを定める告示の一部を改正する件

〔広島県労働基準局 最低賃金公示第七二号〕 四五七
同 第七二号 四五七
最低賃金の決定に関する公示
広島県理容業
〔広島県労働基準局 最低賃金 公示第七二号〕 四五七
広島県向島地区 鋼綱製造修理閥
連工業（日立造船株式会社向島

第七十一號

(6) 労働省監査令規則
労働省監査令規則取扱規程の一項を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

労働大臣 大塚 武次

新規利水取扱事業取扱規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

労働大臣 大塚 武次

新規利水取扱事業取扱規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

第10701号

農業用水については、赤城・榛名山ろく
及び印旛沼周辺地域等の開発その他の農業の
近代化施設に伴い、この水系に開拓する地域
に発生する必要水量

(2) 供給の目標

これらの新規水需要に対処するため、矢
木沢、下久保、神戸等のダム群、河川堰、
堰ヶ浦及び印旛沼等における水位調節施設
等の水資源の開拓又は利用のための施設、
合口堰等の既存水利の合理的な使用を図る
施設、多目的用水路、専用用水路等の施設
を建設するとともに、水資源の合理的な利
用を図る措置を講じて、それぞれ必要な水
量を供給するものとする。

供給の目標を達成するため必要な施設の建
設に関する基本的な事項
上記の供給の目標を達成するため必要な施
設のうち、新規利水量毎秒約30立方メートル
の確保を目指として、とりあえず次の施設の
建設を行なう。

(1) 矢木沢ダム建設事業
名 称 矢木沢ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、
不特定かんがい等及び発電の用に供する機能
の用に供する機能を有する
ものであるが、この事業により、群馬県赤城・榛名山
らく地区的農地に付し必要な
なかんがい用水を供給する
とともに、東京都上水道用
水を確保するものとする。

(2) 下久保ダム建設事業
名 称 下久保ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の
用に供する機能を有するもの
であるが、この事業により、東京都上水道用
水を確保するものとする。

(3) 高山ダム建設事業
名 称 高山ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の用に供する機能を有する
ものであるが、この事業により、阪神地区の上水道用
水を確保するものとする。

(4) 深川ダム建設事業
名 称 深川ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の用に供する機能を有する
ものであるが、この事業により、阪神地区の上水道用
水を確保するものとする。

(5) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(6) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(7) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(8) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(9) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(10) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(11) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(12) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(13) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(14) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

(15) 赤城・榛名山ろく農業用水開拓規程の一部を改定す
る。昭和三十七年八月二十日

工業用水については、大阪市、尼崎市及
び西宮市における地盤沈下対策としての地
下水の代替、この水系の流域内の各地にお
ける工業開発並びに流域外の阪神地帯の工
業開発に伴う必要水量

農業用水については、河内、北摂、名張
川沿岸地域等の開発その他の農業の近代化施
設に伴い、この水系に開拓する地域に発生す
る必要水量

これらの新規水需要に対処するため、高
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長野可動
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を
建設するとともに、水資源の合理的な利用
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水
量を供給するものとする。

供給の目標を達成するため必要な施設の建
設に関する基本的な事項
上記の供給の目標を達成するため必要な施
設のうち、新規利水量毎秒約30立方メートル
の確保を目指して、とりあえず次の施設の
建設を行なう。

(1) 高山ダム建設事業
名 称 高山ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の用に供する機能
に供する分をあわせ、約300億円と見込まれ
る。

(2) 供給の目標
これらの新規水需要に対処するため、高
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長野可動
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を
建設するとともに、水資源の合理的な利用
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ
いては、今後調査を進めるものとする。

供給の目標を達成するため必要な施設の建
設に関する基本的な事項
上記の供給の目標を達成するため必要な施
設のうち、新規利水量毎秒約15立方メートル
の確保を目指して、とりあえず次の施設の
建設を行なう。

(1) 高山ダム建設事業
名 称 高山ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の用に供する機能を
有するものであるが、この事業により、阪神地区の上水道用
水を確保するものとする。

(2) 供給の目標
これらの新規水需要に対処するため、高
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長野可動
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を
建設するとともに、水資源の合理的な利用
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ
いては、今後調査を進めるものとする。

供給の目標を達成するため必要な施設の建
設に関する基本的な事項
上記の供給の目標を達成するため必要な施
設のうち、新規利水量毎秒約15立方メートル
の確保を目指して、とりあえず次の施設の
建設を行なう。

(1) 高山ダム建設事業
名 称 高山ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の用に供する機能を
有するものであるが、この事業により、阪神地区の上水道用
水を確保するものとする。

(2) 供給の目標
これらの新規水需要に対処するため、高
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長野可動
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を
建設するとともに、水資源の合理的な利用
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ
いては、今後調査を進めるものとする。

供給の目標を達成するため必要な施設の建
設に関する基本的な事項
上記の供給の目標を達成するため必要な施
設のうち、新規利水量毎秒約15立方メートル
の確保を目指して、とりあえず次の施設の
建設を行なう。

(1) 高山ダム建設事業
名 称 高山ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の用に供する機能を
有するものであるが、この事業により、阪神地区の上水道用
水を確保するものとする。

(2) 供給の目標
これらの新規水需要に対処するため、高
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長野可動
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を
建設するとともに、水資源の合理的な利用
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ
いては、今後調査を進めるものとする。

供給の目標を達成するため必要な施設の建
設に関する基本的な事項
上記の供給の目標を達成するため必要な施
設のうち、新規利水量毎秒約15立方メートル
の確保を目指して、とりあえず次の施設の
建設を行なう。

(1) 高山ダム建設事業
名 称 高山ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の用に供する機能を
有するものであるが、この事業により、阪神地区の上水道用
水を確保するものとする。

(2) 供給の目標
これらの新規水需要に対処するため、高
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長野可動
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を
建設するとともに、水資源の合理的な利用
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ
いては、今後調査を進めるものとする。

供給の目標を達成するため必要な施設の建
設に関する基本的な事項
上記の供給の目標を達成するため必要な施
設のうち、新規利水量毎秒約15立方メートル
の確保を目指して、とりあえず次の施設の
建設を行なう。

(1) 高山ダム建設事業
名 称 高山ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の用に供する機能を
有するものであるが、この事業により、阪神地区の上水道用
水を確保するものとする。

(2) 供給の目標
これらの新規水需要に対処するため、高
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長野可動
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を
建設するとともに、水資源の合理的な利用
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ
いては、今後調査を進めるものとする。

供給の目標を達成するため必要な施設の建
設に関する基本的な事項
上記の供給の目標を達成するため必要な施
設のうち、新規利水量毎秒約15立方メートル
の確保を目指して、とりあえず次の施設の
建設を行なう。

(1) 高山ダム建設事業
名 称 高山ダム
事業目的 このダムは、洪水調節、不
特定かんがい等及び発電の用に供する機能を
有するものであるが、この事業により、阪神地区の上水道用
水を確保するものとする。

(2) 供給の目標
これらの新規水需要に対処するため、高
山、宇陀川、青蓮寺等のダム群、長野可動
堰等の既存水利の合理的な使用を図る施
設、多目的用水路、専用用水路等の施設を
建設するとともに、水資源の合理的な利用
を図る措置を講じて、それぞれ必要な水
量を供給するものとする。なお、琵琶湖につ
いては、今後調査を進めるものとする。

○事業主　水資源開発公団
河川名　淀川本川
水位の上昇
予定期　昭和37年度
なお、上記(1)及び(2)の事業費は、洪水調節、不特定かんがい等及び防潮の用に供する機能に係る分をあわせ、約70億円と見込まれる。

○日本学術会議告示第六号
昭和三十七年十一月二十五日執行の日本学術会議会員選挙について、昭和三十七年八月四日その候補者の氏名を告示(日本学術会議告示第五号)したが、次のとおり候補者となつた区の更および候補を取消して他の選出があつたので、ハノに告示する。

昭和三十七年八月二十一日

日本学術会議選考管理委員会
中央選考管理会委員長　田上　總治

○候補者となつた区の変更
第一編　近畿地方区　　田嶋　忍
第二編　全國区
第三編　東北地方区　　政治学に変更

○候補者の取消
第一編　中國・四国地方区　野村市治郎
第六部　全國区　農芸化学　大野　一月
同　東北地方区　石川　武男

○土地調整委員会告示第六号
裁定申請の取扱

海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第二十九条第三項の規定によつてなされた左の海岸保全区域内の土砂採取不許可处分に関する裁定申請事件(昭和三十六年土砂委裁第二号)は、昭和三十七年七月二十五日付で、申請人代理人から申請の取り下げがあつたので終結した。

香川県小豆郡土庄町
右处分庁は、昭和三十六年十月十日付で、申請人のが海岸法第八条第一項第一号の規定に基いて申請したところ、裁定申請人から同年十一月九日付で不許可処分したところ、裁定申請人から同年十二月四日付で、本件土地の土砂を採取しても申請人の申請する程度では背後地には何等悪影響を与えないと認められること、本件土地の土砂は品質良好な珪砂で罐用に欠くべからざるもので、國家産業維持、発展に大いに役立つてことおよび本件不許可処分は処分庁の実務担当者の恣意によるものであるとの理由で、右不許可処分取消の裁定を申請したものである。

◎行政管理庁告示第六十三号

指定統計の名称 人口動態調査

指定統計の調査票の統計目的以外の使用について、統計法(昭和二十二年法律第十八号)第五条第二項の承認を行なつたので、同法施行令第六条の規定に基づき告示する。

昭和三十七年八月二十日

行政管理庁長官 川島正次郎

○行政管理庁告示第六十四号

指定統計の調査票の使用者の範囲 大阪府下の保健所の開係職員

指定統計の調査票の統計目的以外の使用について、統計法(昭和二十二年法律第十八号)第五条第二項の承認を行なつたので、同法施行令第六条の規定に基づき告示する。

（本件は、本國政府とチリの共和国政府との間に査証及び査証料の相互免除に関する取扱いが成立し、昭和三十七年九月一日から効力を発生することとなつた。その取扱いの内容はおおむね次のとおりである。

一、自國の有効な一般旅券を所持し、相手国において滞在期間が三箇月をこえず、かつ、臘菜・生菜その他の報酬を受ける活動に從事する意図を有しない両国国民は、査証を免除される。

二、右に該当しない両国国民は、査証を必要とする。ただし、査証手数料は免除される。

三、自國の有効な外交旅券又は公用旅券を所持する両国国民は、滞在期間のいかんにかかわらず、査証を免除される。

四、両国政府は、査証を免除されて入國した相手国民に対し、その滞在期間の延長を認めることができる。

五、両国国民は、相手国の領域において、その國の法令に従う。

六、各國の権限のある當局は、好ましくないと認める相手国民の自國への入国及び滞在を拒否する権利を留保する。

七、各政府は、公序上の理由でこの取扱いを一時的に停止することができる。

八、各政府は、二箇月の予告をもつてこの取扱いを廃棄できる。

昭和三十七年八月二十日

農林大臣 重政 誠之
外務大臣 大平 正芳

第六条の規定に基づき、農產物規格規程（昭和二十一年三月二十一日勅令第一〇九号）の一部を次のように改正する。



大蔵省印刷局発行

官 報 曜 日 月 21 年 51 昭和 1

- 肥料の登録の有効期間を更新した件 (同四五一、四五二)
- 料金器の型式を承認した件 (通達一五七)
- 同一五八)
- 申種電気用品の型式を認可した件
- 航路標識に関する件 (海上保安庁九七)
- 特定郵便局長を長とする郵便局を設置する件 (郵政二〇八)
- 一時閉鎖中の郵便局を移転し、再開した件 (同三〇九)
- 郵便局の電気通信業務を廃止した件 (同三〇九)
- 検定に合格した無線機器の件 (同三〇九)
- 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画を決定した件 (通理一九)
- 胎内川ダム関係区域禁地指定の件 (公害等調整委六)
- 国税協力理事会を設立する条約へのセガルの加入に関する件 (外務七八)
- 短期大学及び短期大学の学科の廃止を認めた件 (文部六一)
- 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定した件 (同六三)
- 右同の大学院の課程として認定した件 (同六四)
- 右同の大学の院生の課程として認定した件 (同六五)
- 看護婦養成所に関する件 (厚生九〇)
- 理容師養成施設に関する件 (同九一、九二)
- 美容師養成施設に関する件 (同九三)
- 地すべり防止区域を指定する件 (農林四三八～四四六)
- 地すべり防止区域を追加指定する件 (同四四七～四四九)
- 保安林の指定を解除する件 (同四五〇)

九

七

六

四

一

一

一

一

一

一

- 肥料の登録の有効期間を更新した件 (同四五一、四五二)
- 料金器の型式を承認した件 (通達一五七)
- 同一五八)
- 申種電気用品の型式を認可した件
- 航路標識に関する件 (海上保安庁九七)
- 特定郵便局長を長とする郵便局を設置する件 (郵政二〇八)
- 一時閉鎖中の郵便局を移転し、再開した件 (同三〇九)
- 郵便局の電気通信業務を廃止した件 (同三〇九)
- 検定に合格した無線機器の件 (同三〇九)
- 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画を決定した件 (通理一九)
- 胎内川ダム関係区域禁地指定の件 (公害等調整委六)
- 国税協力理事会を設立する条約へのセガルの加入に関する件 (外務七八)
- 短期大学及び短期大学の学科の廃止を認めた件 (文部六一)
- 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定した件 (同六三)
- 右同の大学院の課程として認定した件 (同六四)
- 右同の大学の院生の課程として認定した件 (同六五)
- 看護婦養成所に関する件 (厚生九〇)
- 理容師養成施設に関する件 (同九一、九二)
- 美容師養成施設に関する件 (同九三)
- 地すべり防止区域を指定する件 (農林四三八～四四六)
- 地すべり防止区域を追加指定する件 (同四四七～四四九)
- 保安林の指定を解除する件 (同四五〇)

争議行為の通知の公表について (労働省)	二
国家試験	三
外務公務員採用上級試験委員 (外務省)	三五
官 告	三六
官 告 (財團關係)	三七
裁判所 (相続・準禁治産・公示催告・失踪・除権判決・破産關係)	三八
会社その他	三九

○ 総理府告示第十九號 水資源開発促進法 (昭和三十六年法律第一百十 七号) 第四条第一項の規定に基づき、利根川水系 及び荒川水系における水資源開発基本計画を昭和 五十一年四月十六日次のように決定したので、同 条第四項の規定に基づき公示する。	一
昭和五十一年四月二十一日	二
農業省農業大臣 三木 武夫	三
利根川水系及び荒川水系における水資源開 発基本計画	三五
1. 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標 この両水系に各種用水を供する見込みの茨 城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京 都及び利根川県の諸地域に対する将来の水需要 の見とおし及び供給の目標については、この両 水系及び開墾水系における今後の調査を待つ て、順次具体化するものとするが、昭和四五年度 から昭和六〇年度にいたる間の、水の用途別の新 規需要の見とおし及び供給の目標は、おおむね 次のとおりである。 (1) 水の用途別の需要の見とおし 利根川水系の見とおしは、この両水系に供 給可能な量、合理的な水利用、地盤沈下対 策としての地下水の代替及び計画的な生活基 盤の整備等を考慮し、用途別にはおおむね次 のとおりとする。 水道用水については、この両水系の流域内 の諸地域並びに流域外の千葉県及び東京都の 一部の地域における水道設備に伴う必要水量 の見込みは毎秒約50立方メートルである。 工業用水については、この両水系の流域内 の諸地域並びに流域外の千葉県及び東京都の 一部の地域における工業用水道設備に伴う必 要水量の見込みは、毎秒約50立方メートルで ある。 農業用水については、この両水系に開墾す る諸地域における農業基盤の整備その他農業 近代化施設に伴い、発生する必要水量の見込 みは、毎秒約50立方メートルである。 (2) 供給の目標 これらの需給水需要に対応するための供給 の目標は、毎秒約195立方メートルとし、こ のため上流のダム群、中・下流部の湖沼水位	三九

法務省 外務省 大蔵省・通商産業省	一四
叙位・叙勲	一四
官 庁 報 告	一四
法 务	一五

調節施設、堰、多目的用水路、専用用水路その他他の水資源の開発又は利用のための施設を建設するとともに、都市化の著しい地域における農業用水の合理化及び河川中・下流部における下水処理水の再生循環利用等の水利の合理化の措置を講ずるものとする。

なお、この両水系を中心とし、電気油等の高度利用及び隣接開通水系を含めた広域的な水資源の開発及び利用について今後調査を進める、必要な措置を講ずるものとする。

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち、利根川水系においてとりあえず新規刊として次の施設の建設を行ふ。

(1) 利根川河口堰建設事業

事業目的 この事業は、利根川下流域にてとりあえず新規刊水路每秒約10立方メートル、合計毎秒約160立方メートルの確保を目指して、利根川河口堰建設事業として次の施設の建設を行ふ。

(2) 利根川河口堰建設事業

事業目的 この事業は、利根川下流域においてある利根川河口堰建設事業として、利根川河口堰建設事業を図ることにより、利根川河口堰建設事業を実現するものとする。

(3) 北総東部用水事業

事業目的 この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、北総東部地区の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行うものとする。

(4) 利根川用水路建設事業

事業目的 この事業は、既存の両線用水路等の建設により、千葉県の農地に対し必要な農業用水の一部を確保するものとする。

(5) 水資源開発事業

事業目的 この事業は、利根川河口堰建設事業を実現するものとする。

(6) 露ヶ浦開発事業

事業目的 この事業は、利根川河口堰建設事業を実現するものとする。

(7) 成田用水事業

事業目的 この事業は、成田用水のための利根川河口堰建設事業を実現するものとする。

(8) 川越ダム建設事業

事業目的 この事業は、利根川河口堰建設事業を実現するものとする。

(9) 奈良保ダム建設事業

事業目的 この事業は、利根川河口堰建設事業を実現するものとする。

(10) 川越ダム建設事業

事業目的 この事業は、利根川河口堰建設事業を実現するものとする。

なほ、草木ダムは発電の用にも、併せ供するものとする。

なほ、発電に係る分につけて、別に群馬県から委託を受けるものとする。

も下流域の地下水及び利水に及ぼす影響調査に基づき、具体的な措置を講ずるものとする。

水資源開発公団

河川名 渡良瀬川

新規利水容量 約46,000千立方メートル

予定工期 昭和40年度から昭和51年度まで

(有効貯水容量約50,500千立方メートル)

水資源開発公团

河川名 大谷川及び思川

新規利水容量 約100,000千立方メートル

予定工期 昭和45年度から昭和58年度まで

(有効貯水容量約140,000千立方メートル)

水資源開発公团

河川名 利根川

取水予定期間 每秒約3.7立方メートル 昭和45年度から昭和55年度まで

水資源開発公团

河川名 利根川

取水予定期間 每秒約10立方メートル 昭和45年度から昭和55年度まで

水資源開発公团

河川名 利根川

取水予定期間 每秒約2.2立方メートル 昭和49年度から昭和55年度まで

水資源開発公团

河川名 利根川

取水予定期間 每秒約2立方メートル 昭和49年度から昭和55年度まで

水資源開発公团

河川名 利根川

取水予定期間 約72,000千立方メートル (有効貯水容量約85,000千立方メートル)

水資源開発公团

河川名 利根川

取水予定期間 約13.3メートル 昭和43年度から昭和58年度まで

水資源開発公团

河川名 利根川

取水予定期間 約9,600千立方メートル (有効貯水容量約9,600千立方メートル)

水資源開発公团

河川名 鬼怒川

新規利水容量 約71,800千立方メートル (有効貯水容量約76,000千立方メートル)

を確保し、栃木県及び東京都等の都市用水を確保することによる、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図る。なお、大谷川等からの取水による取水地点周辺を含む利根川下流域の地下水及び利水に及ぼす影響調査に基づき、具体的な措置を講ずるものとする。

水資源開発公團

河川名 利根川

新規利水容量 約46,000千立方メートル

予定工期 昭和40年度から昭和51年度まで

(有効貯水容量約50,500千立方メートル)

水資源開発公團

河川名 大谷川及び思川

新規利水容量 約100,000千立方メートル

予定工期 昭和45年度から昭和58年度まで

(有効貯水容量約140,000千立方メートル)

水資源開発公團

河川名 利根川

取水予定期間 每秒約3.7立方メートル 昭和45年度から昭和55年度まで

水資源開発公團

河川名 利根川

取水予定期間 每秒約10立方メートル 昭和45年度から昭和55年度まで

水資源開発公團

河川名 利根川

取水予定期間 每秒約2.2立方メートル 昭和49年度から昭和55年度まで

水資源開発公團

河川名 利根川

取水予定期間 每秒約2立方メートル 昭和49年度から昭和55年度まで

水資源開発公團

河川名 利根川

取水予定期間 约72,000千立方メートル (有効貯水容量約85,000千立方メートル)

水資源開発公團

河川名 利根川

取水予定期間 约13.3メートル 昭和43年度から昭和58年度まで

水資源開発公團

河川名 利根川

取水予定期間 约9,600千立方メートル (有効貯水容量約9,600千立方メートル)

水資源開発公團

河川名 鬼怒川

新規利水容量 约71,800千立方メートル (有効貯水容量約76,000千立方メートル)

を確保し、栃木県及び東京都等の都市用水を確保することによる、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図ることとともに、群馬県及び栃木県の農地に対し必要な農業用水の確保及び補給を行ふものとする。

水資源開発公團

河川名 利根川

新規利水容量 约71,800千立方メートル (有効貯水容量約76,000千立方メートル)

予定期間 昭和45年度から昭和54年度まで

水施設及び水路等を建設する群馬県、栃木県、埼玉県及び東京都の水道用水及び工業用水を確保するものとする。

水資源開発公團

河川名 鬼怒川

新規利水容量 约71,800千立方メートル (有効貯水容量約76,000千立方メートル)

予定期間 昭和43年度から昭和58年度まで

水施設及び水路等を建設する群馬県、栃木県、埼玉県及び東京都の水道用水及び工業用水を確保するものとする。

水資源開発公團

河川名 鬼怒川

新規利水容量 约71,800千立方メートル (有効貯水容量約76,000千立方メートル)

予定期間 昭和43年度から昭和58年度まで

水施設及び水路等を建設する群馬県、栃木県、埼玉県及び東京都の水道用水及び工業用水を確保するものとする。

(1) 北千葉導水事業 事業目的 この事業は、手賀沼及び坂川周辺の内水排除及び手賀沼の水質浄化を図ることとし、利根川と江戸川の流況を調整し、千葉県、埼玉県及び東京都の都市用水を確保し、利根川河口堰、霞ヶ浦開発等で確保される用水を江戸川へ導水するものとする。ただし、北千葉導水路が完成するまでの間は、暫定的に野田導水路により新規都市用水の利用を図るものとする。	
(2) 滝良瀬遊水池別発事業 事業目的 この事業は、滝良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、流水の正常な機能の維持を図るとともに都市用水等を確保するものとする。	
(3) 河川名 大源水盤 竣工期 昭和47年度から昭和58年度まで 事業主体 建設省	河川名 河川 竣工期 昭和47年度から昭和58年度まで 事業主体 建設省
(4) 滝良瀬遊水池別発事業 事業目的 この事業は、滝良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、流水の正常な機能の維持を図るとともに都市用水等を確保するものとする。	河川名 河川 竣工期 昭和47年度から昭和58年度まで 事業主体 建設省

(1) 八ツ場ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節を図るとともに、群馬県及び下流域の都市用水等を確保するものとする。 なお、水没関係住民の妨碍を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画的樹立を図るものとする。	
(2) 浦山ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るために、埼玉県等の都市用水を確保するものとする。	
(3) 浦山ダム建設事業 事業目的 この事業は、浦山ダム建設事業と合わせて、この両水系を中心とした総合的な水資源開発の方策を推進するとともに、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。	河川名 浦山川 竣工期 昭和47年度から昭和59年度まで 事業主体 水資源開発公團
(4) その他事業 事業目的 上記の各事業のほか、河川総合開発事業として恒生リダム建設事業(事業主体:群馬県)、権現堂調節池建設事業(事業主体:埼玉県)及び滝部川総合開発事業(事業主体:千葉県)を、農業用水合理化事業として中川水系第一次農業用水合理化事業(事業主体:埼玉県)権現堂地区農業用水合理化対策事業(事業主体:埼玉県)及び季季節地区農業用水合理化対策事業(事業主体:埼玉県)及び季季節地区農業用水合理化対策事業(事業主体:埼玉県)を行なう。	河川名 浦山川 竣工期 昭和47年度から昭和59年度まで 事業主体 水資源開発公團

(5) 滝良瀬ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。	
(6) 滝良瀬ダム建設事業 事業目的 この事業は、滝良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、流水の正常な機能の維持を図るとともに都市用水等を確保するものとする。	河川名 河川 竣工期 昭和48年度から昭和58年度まで 事業主体 建設省
(7) 滝良瀬遊水池別発事業 事業目的 この事業は、滝良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、流水の正常な機能の維持を図るとともに都市用水等を確保するものとする。	河川名 河川 竣工期 昭和48年度から昭和58年度まで 事業主体 建設省
(8) 滝良瀬ダム建設事業 事業目的 この事業は、滝良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、流水の正常な機能の維持を図るとともに都市用水等を確保するものとする。	河川名 河川 竣工期 昭和48年度から昭和58年度まで 事業主体 建設省

(9) 八ツ場ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節を図るとともに、群馬県及び下流域の都市用水等を確保するものとする。 なお、水没関係住民の妨碍を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画的樹立を図るものとする。	
(10) 浦山ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るために、埼玉県等の都市用水を確保するものとする。	河川名 河川 竣工期 昭和47年度から昭和59年度まで 事業主体 水資源開発公團
(11) 浦山ダム建設事業 事業目的 この事業は、浦山ダム建設事業と合わせて、この両水系を中心とした総合的な水資源開発の方策を推進するとともに、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。	河川名 河川 竣工期 昭和47年度から昭和59年度まで 事業主体 水資源開発公團
(12) 滝良瀬遊水池別発事業 事業目的 この事業は、滝良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、流水の正常な機能の維持を図るとともに都市用水等を確保するものとする。	河川名 河川 竣工期 昭和47年度から昭和59年度まで 事業主体 建設省
(13) 本計画の運用に当たつては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。	河川名 河川 竣工期 昭和47年度から昭和59年度まで 事業主体 建設省

大蔵省印刷局発行

- | 大藏省印刷局発行 | |
|--|--|
| 〔官 告〕 | 〔目 次〕 |
| 〔告 示〕 | 〔省 令〕 |
| 〔人事異動〕 | 〔国会事項〕 |
| 〔官庁報告〕 | 〔防衛廳 科学技術廳
〔叙位・叙勲〕〕 |
| 〔官 庁 事 項〕 | ○利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の全部を変更した件（総理三） |
| 〔外務四七〕 | ○建設大臣が新築等の業務につき主務大臣となるべき施設の名称を公示する件（同四） |
| ○植物防疫法施行規則別表一の一の項のチリ共和国から発送されるトムソンシードレス種、フレームシードレス種及びベール種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（農林水産一二二） | ○貿易研修センター設立計画のための贈与に関するインドネシア共和国政府との書簡の交換に関する件 |
| ○旅館の登録を抹消した件（運輸六八） | ○利根川ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（同一七六） |
| ○水先人の免許を与えた件（同六九） | ○共同溝を建設する件（同一七七） |
| 裁判所 | ○道路に関する件（同一七八） |
| 相続、公示催告、破産関係 | ○工事が完了した件（同一七一～一七三） |
| | ○都市計画に関する件（同一七四、一七五） |

特殊法人等
・住宅都市整備公団 昭和六十三年
度における任意継続掛金の算定の標準となる額関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

その他

会社決算公告

○農林水産省令第二号文
植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のようく定め
る。

昭和六十三年二月六日

農林水産大臣 佐藤 隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の全般を昭和大正二年一月一日次のようになり、したがつて、水資源開発促進法(昭和三十六年法律第110号)第4条係りに従事する。

昭和大正二年一月一日付
右題総理大臣
利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画

水の用途別の需要の見通し及び供給の目標
この両水系に各種用水を依存する見込みの茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の諸地域に対する21世紀の初頭に向けての水需要の見通し及び供給の目標については、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び各地の希少性に配慮しつゝ、この両水系及び関連水系における今後の計画的整備のための調査を待つて、順次具体化するものとするが、昭和36年度から昭和75年度を目途とする間の水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。

(1) 水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用、この両水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水について、この両水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県及び東京都の一部の地域における水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約93立方メートルである。

工業用水については、この両水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県の一部の地域における工業用水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約35立方メートルである。

農業用水については、この両水系に関連する諸地域における農業基盤の整備その他農業近代化施設の実施に伴う必要水量の見込みは、毎秒約43立方メートルである。

(2) 供給の目標

これらの方針に対処するための供給の目標は、毎秒約169立方メートルとし、このため2に掲げるダム、湖沼水位調節施設、多目的用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の建設を促進するとともに、都市化の著しい地域における農業用水の合理化及び下水処理水の再生利用等水利用の合理化を図る措置を講ずるものとする。さらに、新たな上流ダム群等の開発及び利用の合理化のための調査を推進し、その具体化を図るものとする。

供給の目標を達成するための必要な施設の建設に関する基本的な事項

上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち、取りあえず、利根川水系において新規利水容量毎秒約121立方メートル、荒川水系において新規利水容量毎秒約13立方メートル、合計毎秒約134立方メートルの確保を目途として次の施設の建設を行う。

(利根川水系)

(1) 霽ヶ浦開発事業

事業目的 この事業は、既設の常陸川水門と合わせ、湖沼周辺の洪水を防除するとともに、茨城県石岡台地地区等の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、千葉県及び東京都の水

県の工業用水を確保するものとする。

なお、この事業の実施に当たっては、水産業に及ぼす影響について十分配慮するものとする。

事業主体 水資源開発公団	河川名 利根川	予定期 昭和45年度から昭和64年度まで
事業主体 水資源開発公団	河川名 利根川	予定期 昭和53年度から昭和67年度まで
事業主体 水資源開発公団	河川名 霽ヶ浦	予定期 昭和53年度から昭和67年度まで
事業主体 水資源開発公団	河川名 霽ヶ浦	予定期 昭和54年度から昭和66年度まで
事業主体 水資源開発公団	河川名 霽ヶ浦	予定期 昭和54年度から昭和66年度まで

事業主体 水資源開発公団	河川名 利根川	予定期 昭和48年度から昭和70年度まで
事業主体 水資源開発公団	河川名 霽ヶ浦	予定期 昭和54年度から昭和66年度まで
事業主体 水資源開発公団	河川名 霽ヶ浦	予定期 昭和54年度から昭和66年度まで
事業主体 水資源開発公団	河川名 霽ヶ浦	予定期 昭和54年度から昭和66年度まで
事業主体 水資源開発公団	河川名 霽ヶ浦	予定期 昭和54年度から昭和66年度まで

事業目的 この事業は、既存の両総用水国営土地改良事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、千葉県の水道用水及び工業用水を供給するとともに、長柄ダム等を建設してその一部を確	河川名 片品川	予定期 昭和49年度から昭和63年度まで
事業目的 この事業は、星川の従前の機能を維持しつつ星川及び見沼代用水の施設を改修して、農業用水の安定供給と水利利用の合理化を図るとともに、こ	河川名 沢川	予定期 昭和61年度から
事業目的 この事業は、洪水調節及び閑連事業の施行により他の用途に利用可能な水を埼玉県及び東京都の水道用水として確保し供給するものとする。	河川名 沢川	予定期 昭和61年度から
事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図ることといため、千葉県東総地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県の工業用水並びに茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の工業用水を確保するものとする。	河川名 沢川	予定期 昭和61年度から

の事業及び閑連事業の施行により他の用途に利用可能な水を埼玉県及び東京都の水道用水として確保し供給するものとする。

なお、非かんがい期の水量確保のため、別途八ヶ場ダムにより、利水容量を手当するものとする。

群馬県の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の工業用水を確保するものとする。

なお、奈良俣ダムは発電の用にも併せ供するものとともに、群馬県の利水を確保するものとする。

また、標成は昭和64年度方メートルによる取水地点周辺を含む下流域の地下水及び利水に及ぼす影響調査に基づき、具体的な措置を講ずるものとする。

なお、大谷川等からの取水による取水地点周辺を含む下流域の地下水及び利水に及ぼす影響調査に基づき、具体的な措置を講ずるものとする。

この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、千葉県東総地域の農地に対し必要な農業用水の補給を行ふとともに、千葉県の水道用水を供給するものとする。

この事業は、洪水調節及び水路等を建設することにより、群馬県及び下流域の都市用水の確保等を行うものとする。

この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図ることとともに、群馬県及び下流域の都市用水の確保等を行うものとする。

この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図ることとともに、群馬県及び下流域の都市用水の確保等を行うものとする。

(10) 八ヶ場ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節を図ることとともに、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约80,800千立方メートル (有効貯水容量约96,000千立 方メートル)	予定工期 昭和57年度から昭和73年度まで
(11) 渡良瀬水池総合開発事業 事業目的 この事業は、渡良瀬水池の調節化事業と合わせて遊水池の掘削等を行うことにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図ることとともに、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约21,400千立方メートル (有効貯水容量約26,400千立 方メートル)	予定工期 昭和48年度から昭和63年度まで
(12) 北千葉導水事業 事業目的 この事業は、北千葉導水事業と江戸川を連絡する流況調整河川を建設することにより、手賀沼及び坂川周辺の内水排除を行うとともに、手賀沼などの水質浄化を図り、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに千葉県の工業用水を確保し、また、利根川河口堰、霞ヶ浦開発及び霞ヶ浦導水で確保される用水を江戸川に導水するものとする。ただし、北千葉導水路が完成するまでの間は、暫定的に野田導水路により新規都市用水の利用を図るものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约90,000千立 方メートル	予定工期 昭和42年度から昭和75年度まで
(13) 霞ヶ浦導水事業 事業目的 この事業は、那珂川下流域と利根川を連絡する流況調整河川を建設することにより、霞ヶ浦等の水質浄化を行ふとともに、茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约21,400千立方メートル (有効貯水容量約26,400千立 方メートル)	予定工期 昭和48年度から昭和63年度まで
(14) 湯西川ダム建設事業 事業目的 この事業は、利根川、霞ヶ浦及び那珂川最大導水量毎秒約35立方メートルを確保するものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约46,300千立方メートル (有効貯水容量約56,000千立 方メートル)	予定工期 昭和47年度から昭和70年度まで
(15) 稲戸井調節池総合開発事業 事業目的 この事業は、稻戸井遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池内の公園等の利用について配慮するものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约40,000千立方メートル (有効貯水容量約45,000千立 方メートル)	予定工期 昭和57年度から昭和73年度まで
(16) 江戸川総合開発事業 事業目的 この事業は、水門・堰の改築、河道掘削及び下水処理水を再生処理するための河川净化施設の建設等を行うことにより、江戸川下流域の洪水を防除し、堤防の防護等流水の正常な機能の維持を行い、茨城県、埼玉県及び東京都の水道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约58,000千立方メートル (有効貯水容量約58,000千立 方メートル)	予定工期 昭和44年度から昭和72年度まで
(17) 流山ダム建設事業 事業目的 この事業は、既存の北総東部の水道用水を確保するものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约49,000千立方メートル (有効貯水容量約58,000千立 方メートル)	予定工期 昭和51年度から昭和68年度まで
(18) 流山ダム建設事業 事業目的 この事業は、既存の北総東部用水の確保等を行うものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约49,000千立方メートル (有効貯水容量約58,000千立 方メートル)	予定工期 昭和51年度から昭和68年度まで
(19) 滝沢ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约49,000千立方メートル (有効貯水容量約58,000千立 方メートル)	予定工期 昭和44年度から昭和72年度まで
(20) 浦山ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに新たな水路等を建設することにより、北総東部の農業用水を確保した農業用水の一部をもつて、千葉県北部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うものとする。	河川名 河川名	新規利水容積 约46,300千立方メートル (有効貯水容量約56,000千立 方メートル)	予定工期 昭和47年度から昭和70年度まで

(2) 荒川調節池総合開発事業 事業目的 この事業は、荒川遊水池の 調節池化事業と合わせて遊水 池を掘削し、また、下水処理 水を再生処理するための河川 浄化施設等を建設することに より、洪水調節を図るととも に、埼玉県及び東京都の水道 用水を確保するものとする。
事業主体 建設省 河川名 荒川 新規利水容積 10,200千立方メートル (有効貯水容量約10,600千立 方メートル)
河川淨化施設 設置水水量 每秒約3立方メートル 予定期 昭和52年度から昭和65年度まで
(2) その他事業 上記の各事業のほか、河川総合開発事業と して合角ダム建設事業(事業主体:埼玉県) を行ふ。 なお、上記(1)から(2)までの事業費は、洪水の 防除、流水の正常な機能の維持、発電等に係る 分を合わせて約22,000億円と見込まれる。
3 その他の水資源の総合的な開発及び利用の合理 化に関する重要事項 (1) この両水系の河川による新たな水需要の充 足、河川からの不安定な取水の安定化及び地 盤沈下対策としての地下水の転換を図り、適 切な水需給バランスを確保するために、事業 の促進に努めることにも、関連水系を含めた 水資源の開発及び利用について総合的な検討 を進め、積極的な促進を図るものとする。 (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たって は、水源地域の開発・整備を図ること等によ り、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に 資するための方策を積極的に推進することと して、ダム周辺の環境整備、水源の保全から養 を図るための森林の整備等必要な措置を講ず るよう努めるものとする。 (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、治水 対策及び水力エネルギーの適正利用に努める とともに、既存水利、水産資源の保護等に十 分配意するものとする。

(4) この両水系における水資源の開発及び利用 は、既に高度な状態に達しつつあるので、次 のような水利用の合理化に関する施策を講ず るものとする。 ① 漂水の防止、回収率の向上等の促進を図 ることともに、浪費的な使用の抑制による節 水に努めるものとする。 ② 生活排水、産業廃水等の再生利用のため の技術開発等を推進し、その利用の促進を 図るものとする。 ③ 生活環境の整備に伴い増大する下水処理 水と河川流水を総合的に運用する施策を推 進するものとする。 ④ 土地利用及び産業構造の変化に対応し、 既存水利の有効適切な利用を図るものとす る。 ⑤ 近年、降雨状況等の変化により利水安全度 が低下し、しばしば渇水に見舞われている。 また、生活水準の向上、経済社会の高度化等 に伴い、渇水による影響が増大している。こ のようなことから、異常渇水対策の確立を目 標として、渇水対策事業等を促進するものと する。
(6) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に 当たっては、水質及び自然環境の保全に十分 配慮するとともに、水環境に対する社会的要 請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能 を生かすよう努めるものとする。
(7) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画 との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配 慮するものとする。

○ 総理大臣告示第47号 水資源開発公法施行令(昭和三十七年政令第一 四七七号)第一二八条第四項の規定に基いて、 同条第一項の建設大臣が新設・改築・管理その他 の業務につき主務大臣となるべき施設の名称を次 のように公示する。 昭和六十二年一月六日 平三・六 農林省農業大臣 竹内 登
○ 本務省告示第47号 昭和六十二年十一月二十八日ジヤカルタで、 貿易研修センター設立計画のための贈与に関する 次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府 との間に行われた。 1 贈出の目的及び内容 貿易研修センター設立 計画を実施するため必要な
免許番号 本籍の都道府県名 第一〇一五号 吉田信彦 東京都 第一〇一六号 小川都男 千葉県 第一〇一七号 西川益弘 大阪府 第一〇一八号 藤井輝夫 兵庫県 昭和六十二年一月六日
○ 本務省告示第69号 昭和二十四年法律第四十一号第三条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えた 水先法(昭和二十四年法律第四十一号)第三条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えた 六ド、水先法施行規則(昭和二十四年經濟安定本部令第一号)第二条の規定に基づいて、告示する。 運輸大臣 石原慎太郎
免許番号 水先区の名称 第一〇一五号 横須賀水先区 第一〇一六号 横須賀水先区 第一〇一七号 横須賀水先区 第一〇一八号 横須賀水先区 昭和六十二年十一月二十一日



財務省印刷局発行

目 次

[省 令]

- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令一部を改正する件 (農林水産二二三)

[告 示]

- 運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件 (国家公安委二二三)
- 政黨助成法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があつたので公表する件 (総務五九〇)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件 (同五九一、五九二)
- 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律第二条第二項及び第四条第三項の規定に基づき、郵便貯金受払事務を委託した金融機関及び金融機関預金受払事務を受託した金融機関の名称等を告示する件 (郵政事業二三三〇)
- 防毒マスクの規格の一部を改正する件 (厚生労働二九九)
- 保安林の指定を解除する件 (農林水産一二五四、一二六七)

四 三

二

二

- | | |
|---|--|
| ○農業災害補償法第百六条第二項の主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を指定する件の一部を改正する件 (同一二六八) | ○農業災害補償法第百五十条の三の二第一項の規定に基づき主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を指定する件の一部を改正する件 (同一二六九) |
| ○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件 (同一二七〇) | ○農業災害補償法による畑作物共済の規定に基づき、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件の一部を改正する件 (同一二七一) |
| ○農業災害補償法第一百五十条の六第一項の規定に基づき、主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件の一部を改正する件 (同一二七二) | ○農業災害補償法第一百五十条の六第一項の規定に基づき、主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件の一部を改正する件 (同一二七三) |
| ○畑作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件 (同一二七四) | ○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により指定住宅性能評価機関の名称及び住所等を変更した件 (国土交通一四五四) |
| ○工事が完了した件 (同一四五五) | ○工事が完了した件 (同一四五五) |
| ○新東京国際空港の施設について告示した事項に変更があつた件 (同一四五六) | ○新東京国際空港の施設について告示した事項に変更があつた件 (同一四五七) |
| ○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により指定試験機関の指定区分を変更した件 (同一四五七) | ○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により指定試験機関の指定区分を変更した件 (同一四五七) |
| ○利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件 (同一四五八) | ○利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画に基づいて水資源開発公団が実施する事業に係る水資源開発公団法施行令第二十八条第三項の業務に関する事項についての主務大臣を公示する件 (同一四五九) |
| ○淀川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件 (同一四六〇) | ○淀川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件 (同一四六〇) |

五 六 七

内閣 法務省 最高裁判所

[皇室事項]

[官庁報告]

官庁事項

- 郵便貯金規則第五十二条の三の二第一項のカードの認定 (郵政事業)
- 労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示 (厚生労働省)

労 働

- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)

(厚生労働省)

- 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告 (国土交通省)

[資 料]

- 機械受注統計調査報告 (平成十三年七月) (実績) (内閣府)
- 閲議決定等事項

八

九

九

九

九

八

〔公 告〕
〔公 告〕

〔公 告〕
〔公 告〕

官 庁
証票無効、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告、鉱業法

相続、公示催告、除権判決、破産、
免責、再生関係

裁判所
第一八九条関係

特殊法人等
日本道路公団工事完了、日本弁護士連合会登録取扱規則中一部改正関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他
日本道路公団工事完了、日本弁護士連合会登録取扱規則中一部改正関係

元 二

